

○国土交通省告示第千百七号

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和四年  
経済産業省  
国土交通省 令第

一号）附則第三項及び第四項の規定に基づき、施行日以後認定申請建築物の非住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分の一次エネルギー消費量並びに住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分の外壁、窓等を通じての熱の損失の防止及び一次エネルギー消費量に関する基準を次のように定める。

令和四年十一月七日

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

施行日以後認定申請建築物の非住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分の一次エネルギー消費量並びに住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分の外壁、窓等を通じての熱の損失の防止及び一次エネルギー消費量に関する基準

第一 施行日以後認定申請建築物の非住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分の一次エネルギー消費量に関する基準

1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和四年  
経済産業省  
国土交通省

令第一号。以下「改正基準省令」という。）附則第三項の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準（以下「附則第三項基準」という。）は、次の各号のいずれかに適合することとする。

一 施行日以後認定申請建築物（改正基準省令附則第二項に規定する施行日以後認定申請建築物をいう。以下同じ。）の非住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分（以下「対象部分」という。）の特例増改築等誘導設計一次エネルギー消費量（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成

二十八年 経済産業省  
国土交通省 令第一号。以下「基準省令」という。）第一条第一項第一号イに規定す

る一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）であつて、対象部分のエネルギー消費性能が附則第三項基準に適合するかどうかの審査に用いるものをいう。以下同じ。）が、当該対象部分の特例増改築等誘導基準一次エネルギー消費量（床面積、設備等の条件により定まる附則第三項基準となる一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）を超えないこと。ただし、対象部分が二以上である場合にあつては、当該対象部分ごとに算出した特例増改築等誘導設計一次エネルギー消費量を合計した数値が、当該対象部分ごとに算出した特例増改築等誘導基準一次エネルギー消費量を合計した数値を超えないこと。

二 施行日以後認定申請建築物の非住宅部分の用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物（基準省令第一条第一項第一号ロに規定する一次エネルギー消費量モデル建築物をいう。以下同じ。）のうち対象部分の用途と同一の用途の部分の特例増改築等誘導設計一次エネルギー消費量が、当該一次エネルギー消費量モデル建築物のうち当該部分の特例増改築等誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。ただし、対象部分が二以上である場合にあっては、当該一次エネルギー消費量モデル建築物のうち当該対象部分の各用途と同一の用途の部分ごとに算出した特例増改築等誘導設計一次エネルギー消費量を合計した数値が、当該一次エネルギー消費量モデル建築物のうち当該部分ごとに算出した特例増改築等誘導基準一次エネルギー消費量を合計した数値を超えないこと。

2 前項第一号の対象部分の特例増改築等誘導設計一次エネルギー消費量及び同項第二号の一次エネルギー消費量モデル建築物の部分の特例増改築等誘導設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。次項において同じ。）とする。

$$E_T = (E_{AC} + E_V + E_L + E_W + E_{EV} - E_S + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、 $E_T$ 、 $E_{AC}$ 、 $E_V$ 、 $E_L$ 、 $E_W$ 、 $E_{EV}$ 、 $E_S$ 及び $E_M$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

第一項第一号の対象部分の特例増改築等誘導基準一次エネルギー消費量及び同項第二号の一

- $E_T$  特例増改築等誘導設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきギガジュール）
- $E_{AC}$  基準省令第二条第一項の空気調和設備の設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
- $E_V$  基準省令第二条第一項の空気調和設備以外の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
- $E_L$  基準省令第二条第一項の照明設備の設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
- $E_W$  基準省令第二条第一項の給湯設備の設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
- $E_{EV}$  基準省令第二条第一項の昇降機の設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
- $E_S$  基準省令第十一条第一項のエネルギー利用効率化設備による誘導設計一次エネルギー消費量の削減量（単位 一年につきメガジュール）
- $E_M$  基準省令第二条第一項のその他一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

次エネルギー消費量モデル建築物の部分の特例増改築等誘導基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値とする。

$$E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M \} \times 10^{-3}$$

この式において、 $E_{ST}$ 、 $E_{SAC}$ 、 $E_{SV}$ 、 $E_{SL}$ 、 $E_{SW}$ 、 $E_{SEV}$ 、 $B$  及び  $E_M$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $E_{ST}$  特例増改築等誘導基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきギガジュール）
- $E_{SAC}$  基準省令第三条第一項の空気調和設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
- $E_{SV}$  基準省令第三条第一項の空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
- $E_{SL}$  基準省令第三条第一項の照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
- $E_{SW}$  基準省令第三条第一項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
- $E_{SEV}$  基準省令第三条第一項の昇降機の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

B 基準省令別表第二に掲げる第一条第一項第一号イの非住宅部分の基準一次エネルギー消費量に対する誘導基準一次エネルギー消費量の割合

$E_M$  基準省令第三条第一項のその他一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

第二 施行日以後認定申請建築物の住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分の外壁、窓等を通じての熱の損失の防止及び一次エネルギー消費量に関する基準

改正基準省令附則第四項の外壁、窓等を通じての熱の損失の防止及び一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準は、施行日以後認定申請建築物の住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分が、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和四年国土交通省告示第千百六号）に適合することとする。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。